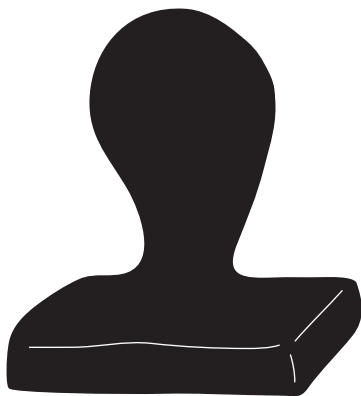


ま め



アクスぺによるアクスぺのための情報冊子
magazine from arc-sp, magazine for arc-sp.

vol. **12**
2012年12月



昨年創刊されたこのまめですが、途中2回の休刊を挟みつつも、発行1周年を迎えることができました！
 このまめは専属のスタッフがいるわけではなく、みなさんの忙しい時間の合間を縫った「余力」の部分でできています。
 日々の業務の傍ら、まめに関わることはなかなか大変なことだとは思いますが、だからこそ続けていくことが大切だと思っています。
 忙しいからこそ余力を大切に。そのことが職員の、アクスペの身になっていくものだとひそかに思ったりもしています。
 と、大それたことを書きましたが、気軽に見て、読んで、関わっていただければと思います。今後もまめをよろしく願います。

↑今までのまめを並べてみました！全部揃えてる人には良いことあるかも…詳しくはN まで☆バックナンバーをご希望の方も西村までお申し付けください。

文：N



0です。11月23日(金)に日帰り温泉旅行に行ってきました。

場所は洛西・西京区の竹ノ郷温泉です。場所はちょっと遠くて、市バスで1時間くらいかかりました。

障害者用のお風呂は一人で入るにはかなり広かったです。お湯の温度が少しぬるかったですが、お風呂から上がると体がぼかぼかしていました。時間は2時間しかなく、もっと長く、ゆっくりと入っていたかったです。なので、来年、年明けに泊りがけで温泉に行こうかなあと思っています。

文：O・Y




△身障者用浴室



△入浴用車椅子



ホテル京都エミナース 竹ノ郷温泉 

〒610-1143 京都市西京区大原野東境谷町2-4(洛西ニュータウン内)
TEL : 075-332-5800 FAX : 075-332-6927

入浴料 : 大人800円/子供500円(土日祝 大人1,000円/子供600円)
障害者用2時間 3000円

アクセス : 市バス 境谷大橋下車
JR京都駅C5のりばより市バス33で約35分
阪急京都線桂駅西口より市バス西1、西2、西5で約13分



1 アクスペの来月の予定

arc-sp's schedule for next month.

アクスペの行動予定 & 代表・事務局長の動き
 ※スケジュールは12月26日時点でのものです。

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
	1	2	3	4	5	6
7 事務所びらき 防災対策本部 会議	8 研修生受け入れ	9	10 運動事業部 会議	11	12 アンケート 会議	13
14	15 介助サービス部 会議	16	17	18	19	20
21 運営会議	22	23	24	25	26 JIL介助サー ビス委員会 会議	27 【岡田】
28	29 JIL全国セミナ	30	31			

代表および事務局長に相談・連絡・報告のある方は、お気軽に本人が事務所までお問い合わせください。

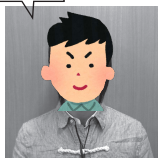
ま め [vol.12]

2012年12月26日発行
 テキスト／O・Y・N・K 写真・協力／H・T
 デザイン・編集／N・K
 印刷・製本／アークスペクトラム 発行所／アークスペクトラム

新人さんです

H・T さん

楽しみです



Q. 応募のキッカケは？

勉強 (机の上) をしていたら興味が出てきた。

Q. 趣味は？

読書。年間 120 冊。

Q. 今年一年を漢字 1 字で表すとしたら？

「京」

N・N さん

Q. 応募のキッカケは？

友人の紹介で。

Q. 趣味は？

カラオケ、ダーツ、お菓子作り、料理作り。

Q. もし宝くじが当たったら？

新しい家を買いたいです。




一生懸命がんばります！よろしくお願いします！

アクスペHPのご紹介 & お知らせ

みなさんで存知のアクスペホームページ。その中に、動画配信のYoutubeチャンネルがあるのを知っていましたか？アクスペの取り組みや研修が、Youtubeの動画で見れるんです。今年1年の取り組みをここでしっかりチェック & 復習して振り返り、来年につなげていきましょう。また、今年新たにアクスペの一員となった人たちは、STT研修の振り返りしておくことも大切です。

それではみなさん良いお年を！

▶▶▶アクスペHP <http://arcsp.sakura.ne.jp/>

from 総務 

sub 年末調整 その2

- 前号に引き続き、年末調整についてお伝えしていきたいと思います。
- 年末調整を行うことができるのは、「扶養控除等申告書」の提出がある人のみです。この扶養控除等申告書は、一つの会社にしか提出できません。複数掛け持ちで働いていたり、年の途中で職場が変わった人の場合は、12/31日時点で働いていて、かつ扶養控除等申告書の提出があった会社が年末調整を行うことになります。
- 年末調整の対象となる人は、毎月の所得税を「甲欄」で計算します。甲欄は年末調整をすることを前提にした所得税の計算方法で、源泉所得税算出表にもとづいて決定します。みなさんの給与明細の源泉所得税の欄もこの「甲欄」になっていて、月の所得に応じた税額が引かれています。
- 年末調整の対象とならない人は、毎月の所得税を「乙欄」で計算します。乙欄は年末調整をしないことを前提にした所得税の計算方法で、甲欄よりも高い税率になります。
- 年末調整により年間の所得税額が確定すると、毎月納めていた所得税の合計と差額が出る場合があります。その差額は12月もしくは1月支払分の給与に、還付もしくは追加徴収という形で反映されます。アクスペの場合は1月支払分に反映されますので、来月の給与明細をご確認ください。
- 年末調整をしなかった場合は、各自で確定申告をする必要があります。確定申告とは、前年1年間の収入・支出や扶養家族状況などから所得を計算した申告書を年始(2/16~3/15)に税務署へ提出し、納めるべき所得税額を確定することを言います。年末調整と同様に、確定した所得税額の差額分が還付もしくは追加徴収されます。
- 税を正しく納めることは全ての国民に義務づけられています。みなさんも自身の所得税についてしっかりと把握しておきましょう。

--- END ---